

公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）

第一百四十二条の三 第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわ

らず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

2 選挙運動のために使用する文書図画であつてウェブサイト等を利用する方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第一百一十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、そ

（新設）

現行

の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

3 | ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）

第一百四十二条の四 第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定めるものは、電子メールを利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び候補者届出政党

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆議院名簿届出政党等

三 参議院（比例代表選出）議員の選挙 参議院名簿届出政党等  
及び公職の候補者たる参議院名簿登載者

（新設）

四 参議院（選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体（第八十六条の四第三項（同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該公職の候補者が所属するものとして記載されたものに限る。）

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第二百一条の八第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第二百一条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

2) 前項の規定により選挙運動のために使用する文書図画を頒布するため用いられる電子メール（以下「選挙運動用電子メール」という。）の送信をする者（その送信をしようとする者を含むものとする。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。）は、次の各号に掲げる者に対し、かつ、当該各号に定める電子メールアドレスに送信をする選挙運動用電子メールでなければ、送信をすることができない。

一 あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信をするよう<sup>1</sup>に求める旨又は送信をすることに同意する旨を選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者（その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。） 当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した電子メールアドレス

二 前号に掲げる者のほか、選挙運動用電子メール送信者の政治活動のために用いられる電子メール（以下「政治活動用電子メール」という。）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、その通知をした後、その自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該政治活動用電子メールの送信をしないよう<sup>2</sup>に求める旨を当該選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者を除く。）であつて、あらかじめ、当該選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対しその受信している政治活動用電子メールに係る自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該選挙運動用電子メールの送信をしないよう<sup>3</sup>に求める旨の通知をしなかつたもの 当該選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用電子メールの送信をしないよう<sup>4</sup>に求める旨

3| の通知をした電子メールアドレス以外の当該政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレス

選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事実を証する記録を保存しなければならない。

一| 前項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと及びその者から選挙運動用電子メールの送信をするよう求めがあつたこと又は送信することに同意があつたこと。

二| 前項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

4| 選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号に掲げる者から、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして電子メールの送信その他の方法により当該電

子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしてはならない。

5 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たつては、当該選挙運動用電子メールを利用する方法により頒布される文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

- 一 選挙運動用電子メールである旨
- 二 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
- 三 当該選挙運動用電子メール送信者に対し、前項の通知を行うことができる旨
- 四 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により前項の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務)

第一百四十二条の五 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当までの間に、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信

(新設)

をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようになければならない。

2| 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

(インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等)

第一百四十二条の六 何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

2| 何人も、選挙運動の期間中は、前項の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

(新設)

何人も、選挙運動の期間中は、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのが類推されるような事項が表示されていない広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができると機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

4| 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定める政党その他の政治団体は、選挙運動の期間中において、広告（第一項及び第一百五十二条第一項の広告を除くものとする。）であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される当該政党その他の政治団体が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布する文書図画に掲載せることができる。

一 衆議院議員の選挙 候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等

二 参議院議員の選挙 参議院名簿届出政党等及び第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含

む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

三 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 第二百一条の八

第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第二百一条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

四 都道府県知事又は市長の選挙 第二百一条の九第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

（選挙に関するインターネット等の適正な利用）

第一百四十二条の七 選挙に関するインターネット等を利用する者は、公職の候補者に対し悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければならない。

（新設）

（文書図画の掲示）

第一百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示するこ

（文書図画の掲示）

第一百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示するこ

一〇三 (略)

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する

映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五 (略)

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第四号の二の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第一百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4・5 (略)

一〇三 (略)

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

（新設）

四の二 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五 (略)

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第一百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4・5 (略)

					6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。
		7・8 (略)			
9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。	10 (略)				
11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。	12 (略)				
13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。	14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同				6 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示ておくことができる。
11 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルをこえてはならない。	12 (略)				
13 第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。	14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同				

項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十二条第七項ただし書の規定を準用する。

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16 ～ 19 （略）

（ポスター掲示場）

第一百四十四条の二 ①～4 （略）

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとす

項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十二条第七項ただし書の規定を準用する。

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16 ～ 19 （略）

（ポスター掲示場）

第一百四十四条の二 ①～4 （略）

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとす

る。

6  
10  
(略)

(挨拶を目的とする有料広告の禁止)

第一百五十二条 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。次項において「公職の候補者等」という。）及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（次項において「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。）内にある者に対する主として挨拶（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにする挨拶及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにする挨拶に限る。次項において同じ。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インター  
ネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者（放送法第二条第二十  
六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。）の放送設備により放送をさせることができない。

2 何人も、公職の候補者等又は後援団体に対して、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする広告を、新聞

る。

6  
10  
(略)

(あいさつを目的とする有料広告の禁止)

第一百五十二条 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。次項において「公職の候補者等」という。）及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（次項において「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。）内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。次項において同じ。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者（放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。）の放送設備により放送をさせることができない。

2 何人も、公職の候補者等又は後援団体に対して、当該選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、新聞

誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに有料で掲載させ、又は放送事業者の放送設備により有料で放送をさせることを求めてはならない。

#### (選挙期日後の挨拶行為の制限)

第一百七十八条 何人も、選挙の期日（第一百条第一項から第四項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項の規定による告示の日）後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。

#### 一 （略）

二 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

#### 二九七 （略）

#### (出納責任者の支出権限)

第一百八十七条 立候補準備のために要する支出並びに電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出を除く

紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに有料で掲載させ、又は放送事業者の放送設備により有料で放送をさせることを求めてはならない。

#### (選挙期日後のあいさつ行為の制限)

第一百七十八条 何人も、選挙の期日（第一百条第一項から第四項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項の規定による告示の日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。

#### 一 （略）

二 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

#### 二九七 （略）

#### (出納責任者の支出権限)

第一百八十七条 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任

ほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすること  
ができない。ただし、出納責任者の文書による承諾を得た者は、こ  
の限りでない。

2 (略)

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第一百九十七条 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないも  
のとみなす。

一(5) (略)

六 候補者届出政党が行う選挙運動（専ら衆議院小選挙区選出議  
員の選挙以外の選挙において行うものを除く。）又は参議院名  
簿届出政党等が行う選挙運動（専ら参議院比例代表選出議員の  
選挙以外の選挙において行うものを除く。）のために要した支  
出

七 (略)

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 ①(5) (略)

6 第一項の推薦演説会のために使用する文書図画（ウェブサイト）

2 (略)

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第一百九十七条 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないも  
のとみなす。

一(5) (略)

六 候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等が行う選挙運動の  
ために要した支出

七 (略)

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 ①(5) (略)

6 第一項の推薦演説会のために使用する文書図画は、次の各号の

者でなければすることができない。但し、出納責任者の文書によ  
る承諾を得た者は、この限りでない。

等を利用する方法により頒布されるものを除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、掲示又は頒布することができる。

三 屋内の推薦演説会の会場内においてその推薦演説会の開催中  
掲示する映写等の類

一・二 (略)

三 屋内の推薦演説会の会場内においてその推薦演説会の開催中  
(新設)

7(9) (略)

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

一 (略)

二 いかなる名義をもつてするを問わず、掲示又は頒布する文書

一に該当するものに限り、掲示又は頒布することができる。

一・二 (略)

7(9) (略)

(連呼行為等の禁止)

第二百一条の十三 政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

一 (略)

二 いかなる名義をもつてするを問わず、掲示又は頒布する文書

書団画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方  
法により頒布されるものを除く。）に、当該選挙区（選挙区がな  
いときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はそ  
の氏名が類推されるような事項を記載すること。

三　（略）

2　（略）

（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第二百二十九条　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立  
会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開  
票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾<sup>じょう</sup>し又は投票、投票箱そ  
の他関係書類（関係の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られ  
る記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに  
係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。）を抑留<sup>よりゅう</sup>し、毀壞<sup>きがい</sup>し  
若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

（氏名等の虚偽表示罪）

第二百三十五条の五　当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的  
をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電

団画（新聞紙及び雑誌を除く。）に、当該選挙区（選挙区がな  
いときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はそ  
の氏名が類推されるような事項を記載すること。

三　（略）

2　（略）

（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第二百二十九条　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立  
会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開  
票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾<sup>じょう</sup>し又は投票、投票箱そ  
の他関係書類（関係の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られ  
る記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに  
係る記録媒体をいう。）を含む。）を抑留<sup>よりゅう</sup>し、毀壞<sup>きがい</sup>若しくは奪取し  
た者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

（氏名等の虚偽表示罪）

第二百三十五条の五　当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的  
をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便等、電

報、電話又はインターネット等を利用する方法により通信をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

三の二 第百四十二条の四第二項又は第四項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 第百四十二条の六の規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者

(新設)

四・十 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 第百四十二条の四第五項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

二の三 第百四十二条の五第二項の規定に違反して同項に規定す

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

(新設)

四・十 (略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

る事項を表示しなかつた者

三一八 (略)

2 (略)

(適用関係)

第二百七十二条の六 この法律の適用については、文書図画に記載され又は表示されているバーコードその他これに類する符号に記録されている事項であつてこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示されるもの（以下「符号読み取り表示事項」という。）は、当該文書図画に記載され又は表示されるものとする。

2| 前項の規定にかかわらず、この法律の適用については、符号読み取り表示事項がこの法律の規定により文書図画に記載し又は表示しなければならない事項であるときは、当該符号読み取り表示事項は、当該文書図画に記載され又は表示されていないものとする。

3| この法律の適用については、文書図画を記録した電磁的記録媒体を颁布することは、当該文書図画の頒布とみなす。

(新設)

三一八 (略)

2 (略)

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損害賠償責任の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に對し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場</p>	<p>（損害賠償責任の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に對し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場</p>

同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者

は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下「特定文書図画」という。）に係るものとの流通によつて自己の名譽を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第八

(新設)

合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。以下同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図面に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図面に係るもの の流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等 から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メール アドレス等（公職選挙法第二百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第二百

四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条（略）

（発信者情報の開示請求等）

第四条（略）